

## 板柳町条件付き一般競争入札実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、町が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。))第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)について実施する条件付き一般競争入札について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「条件付き一般競争入札」とは、町が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。))第167条の5の2の規定により、契約毎に必要な入札参加資格を定めて行う一般競争入札をいう。

### (対象工事)

第3条 条件付き一般競争入札に付する建設工事(以下「対象工事」という。)は次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、災害復旧等急施を要する工事は除く。

- (1) 設計金額が5,000万円以上の建設工事
  - (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める建設工事
- 2 対象工事の選定は、板柳町建設業者等指名委員会(以下「指名委員会」という。))の審議を経た上で行うものとする。

### (入札参加形態)

第4条 前条の規定により対象工事を選定するときは、併せて設計額、建設工事の規模、技術的難度、特殊性等に応じ、次の各号のいずれかにより行うものとする。

- (1) 単体企業のみ入札
  - (2) 共同企業体のみ入札
  - (3) 単体企業及び共同企業体の混合による入札
- 2 入札参加形態の選定は、指名委員会の審議を経た上で行うものとする。

### (入札参加資格)

第5条 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 板柳町財務規則(昭和59年板柳町規則第3号。))第119条第1項の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 対象工事に対応する工種について法第3条の規定に基づく建設業の許可を受けていること。
- (4) 板柳町競争入札に参加する者の資格等に関する規則(平成10年板柳町規則第9

号。)第4条の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定されたものであること。

- (5) 対象工事ごとに法第26条第1項の主任技術者又は、同条第2項の監理技術者を配置できること。
  - (6) 板柳町建設業者等指名停止規則(平成10年板柳町規則第10号。以下「指名停止規則」という。)又は青森県建設業者指名停止要領(昭和60年青監第323号)に基づく指名停止の措置を、当該公告の日から入札(開札)日まで受けていないこと。
  - (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請したものにあっては、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされ、更生手続き開始決定後の法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
  - (8) 民事再生法(平成11年法律第255号)の適用を申請したものにあっては、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされ、再生手続き開始決定後の法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
  - (9) 板柳町建設工事等暴力団排除措置要綱(平成19年9月4日制定)別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- 2 町長は、前項において定めるもののほか、次に掲げる事項のうち必要と認めるものを入札参加資格として定めることができる。

- (1) 事業所の所在地に関する事項
- (2) 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定する通知書(以下「総合評定値通知書」という。)の総合評定値に関する事項
- (3) 同種又は類似の建設工事の履行実績に関する事項
- (4) 共同企業体の構成員及び結成に関する事項
- (5) その他必要があると認めた事項

(参加資格の決定)

第6条 町長は、前条の入札参加資格を設定しようとするときは、条件付き一般競争入札参加資格設定計画書(様式第1号)を作成し、指名委員会の審査に付すものとする。

(公告)

第7条 町長は対象工事を条件付き一般競争入札に付そうとするときは、入札日の前日から起算して少なくとも15日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)前までに政令第167条の6第1項の規定による公告(以下「公告」という。)を行い、その周知を図るものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、その期間を5日に限り短縮することができる。

(入札参加資格申請書)

第8条 条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書(様式第2号)(以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添え

て当該公告で指定する期日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 総合評価値通知書の写し
- (2) 配置予定技術者調書(様式第3号)
- (3) 施工実績調書(様式第4号)
- (4) その他町長が必要と認める書類

#### (入札参加資格の審査)

第9条 町長は前条の申請書を受理したときは、入札参加資格の有無を速やかに審査し、その結果を条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、入札参加資格がないと認めた者(以下「不適合者」という。)に対してはその理由を付して通知するものとする。
- 3 不適合者は、審査結果通知書に定める期日までに条件付き一般競争入札参加資格審査結果不服申立書(様式第6号)により不服を申し立てることができるものとする。
- 4 町長は、前項の規定に基づく書面の提出があったときは、当該書面に記載された事項に関して審査し、条件付き一般競争入札参加資格審査結果不服申立回答書(様式第7号)により速やかに回答するものとする。
- 5 町長は、前項により入札参加資格があると認めた場合は第1項の通知を取り消し、当該入札に参加させるものとする。

#### (入札参加資格の喪失)

第10条 町長は、前条第1項又は第5項の規定により、条件付き一般競争入札に参加できることとなった者(以下「入札参加資格者」という。)が、入札日までの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札に参加させないものとし、その旨理由を付して当該入札参加資格者に通知するものとする。

- (1) 第5条に規定する入札参加資格の要件を欠いたとき。
- (2) 指名停止規則に基づく指名停止の措置を受けたとき。
- (3) 第8条の申請書又はその他添付書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。
- (4) 前各号に掲げる者のほか条件付き一般競争入札に参加させることが、不相当と認められるとき。

#### (事業協同組合の取扱い)

第11条 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づき設立された事業協同組合が条件付き一般競争入札に参加しようとする場合は、その組合員は、当該同一の入札に参加することはできない。

#### (設計図書)

第12条 対象工事の設計図書は、必要に応じ、閲覧、貸出(様式第8号)又は配布のいずれかの方法により供覧するものとする。

2 町長は、前条の供覧に代えて、設計図書等の販売を行うことができる。

(質疑応答)

第13条 設計図書等に関して質疑がある者は、公告に定める期日までに質疑書(様式第9号の1)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の質疑のあったときは、公告の定める期日までに質疑回答書(様式第9号の2)により回答するものとする。

(入札の辞退)

第14条 入札書郵送後に入札を辞退する場合は、事前に電話で企画財政課契約担当まで連絡のうえ、入札日の前日までに持参により入札辞退届を提出するものとする。

(入札の執行)

第15条 条件付き一般競争入札は、板柳町予定価格事前公表要領(平成28年9月1日制定)、板柳町建設工事最低制限価格制度要綱(平成28年9月1日制定)に基づき執行するものとする。

2 対象工事の入札に参加する者は入札書と併せて工事費内訳書を提出しなければならない。

(入札経緯の公表)

第16条 町長は、落札者の決定後、入札参加者の入札金額、落札者の有無並びに落札者名を公表するものとする。

2 前項の公表は、入開札一覧表を町の所定の場所での掲示により行うものとし、その期間は、公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

(その他)

第17条 条件付き一般競争入札の実施に関し、この要領に定めのない事項については町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年 6月13日から施行する。

## 条件付き一般競争入札参加資格設定計画書

工事番号			
工事名		工事内容	
工事場所			
概算設計金額		入札予定日	
設定資格要件			
備考			

参加資格	
有	無
受付番号	号

年 月 日

板柳町長 殿

申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印  
担当者氏名  
連絡先電話  
FAX 番号

条件付き一般競争入札参加資格審査申請書

年 月 日付けで入札公告のありました下記工事に係る入札に参加する資格について、公告に定められた書類を添えて申請いたします。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 総合経営審査の総合評定値

商号及び名称	工事 点	工事 点

注)申請書の右上の「参加資格」及び「受付番号」の欄は記入しないでください。

注)別紙に定める添付書類を必ず確認し、提出してください。

◎添付書類

- ①配置予定技術者調書(様式第3号)
- ②施工実績調書(様式第4号)
- ③直近年度の経営事項審査の総合評定値通知書の写し
- ④当該技術者の国家資格証明書又は管理技術者の写し
- ⑤同種工事の契約書の写し又は工事履行証明書(発注者、工事名、契約金額等が確認できるもの。ただし、契約書及び工事履行証明書により工事概要が確認できない場合は、特記仕様書又は施工計画書の写しも併せて添付する。)
- ⑥直近年度の税務署で交付する法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

注)用紙の大きさは、日本工業規格 A 4縦長とする。

参加資格	
有	無
受付番号	号

年 月 日

板柳町長 殿

共同企業体の名称 特定建設工事共同企業体  
 構 成 員 住 所  
 (代表者) 商号又は名称  
 代表者氏名 印  
 連絡先電話  
 FAX番号

構 成 員 住 所  
 商号又は名称  
 代表者氏名 印  
 担当者氏名

条件付き一般競争入札参加資格審査申請書

年 月 日付けで入札公告のありました下記工事に係る入札に参加する資格について、公告に定められた書類を添えて申請いたします。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 総合経営審査の総合評定値

商号及び名称	工事	工事
代表者	点	点
構成員	点	点

注) 申請書の右上の「参加資格」及び「受付番号」の欄は記入しないでください。

注) 別紙に定める添付書類を必ず確認し、提出してください。

◎添付書類

- ①配置予定技術者調書(様式第3号)
- ②施工実績調書(様式第4号その2)
- ③共同企業体協定書の写し
- ④委任状
- ⑤各構成員の直近年度の経営事項審査の総合評定値通知書の写し
- ⑥各構成員の当該技術者の国家資格証明書又は管理技術者の写し(当該技術者の配置については、企業体の代表者が管理技術者を、その他の構成員については国家資格を有する主任技術者を配置すること。)
- ⑦代表者の同種工事の契約書の写し又は工事履行証明書(発注者、工事名、契約金額等が確認できるもの。ただし、契約書及び工事履行証明書により工事概要が確認できない場合は、特記仕様書又は施工計画書の写しも併せて添付する。)
- ⑧直近年度の税務署で交付する法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書の写し
- ⑨同種工事を共同企業体で施工した場合は、協定書の写し

注)用紙の大きさは、日本工業規格 A 4縦長とする。

## 配 置 予 定 技 術 者 調 書

【監理技術者・主任技術者】

商 号 又 は 名 称		
技術者氏名(生年月日)	( 年 月 日生)	
法令による資格・免許 (取得年月日及び登録番号)	( )	
工 事 経 歴	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	
	請 負 代 金 額	円(消費税及び地方消費税の額を含む) ※共同企業体受注の場合、出資比率であん分した額 円
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	従 事 職 務 名	
	従 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
	工 事 概 要	

- 注) 1. 資格を証明する書類の写し及び雇用を確認できる書類の写しを添付してください。
2. 工事経歴の欄には、最近の代表的な類似工事の経歴について、類似のものが無い場合はその他主要なものについて記入してください。
3. 記載した工事経歴を確認するため、次のいずれかの書類を添付してください。  
ただし、板柳町から元請として受注した工事である場合は、添付不要です。
- ①発注者が工事实績を証明する書類又は写し
  - ②CORINSの竣工時工事カルテの写し
  - ③契約書の写し等、工事経歴を確認することができる書類

## 施 工 実 績 調 書

商号又は名称	
工 事 名	
発 注 者 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	円(消費税及び地方消費税の額を含む) ※共同企業体受注の場合、出資比率であん分した額 円
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
受 注 形 態	<input type="checkbox"/> 単 独 <input type="checkbox"/> 共同企業体(出資比率      %)
工 事 概 要	

- 注) 1. 施工実績は、過去10年間のなかで類似工事1件について記入してください。  
 2. 記載した施工実績を確認するため、次のいずれかの書類を添付してください。  
 ただし、板柳町から元請として受注した工事である場合は、添付不要です。
- ①発注者が工事实績を証明する書類又は写し
  - ②CORINSの竣工時工事カルテの写し
  - ③契約書の写し等、工事経歴を確認することができる書類

## 施 工 実 績 調 書

商号又は名称	
工 事 名	
発 注 者 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	※共同企業体受注の場合、出資比率であん分した額 円
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
受 注 形 態	<input type="checkbox"/> 単 独 <input type="checkbox"/> 共同企業体(出資比率 %)
工 事 概 要	

商号又は名称	
工 事 名	
発 注 者 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	※共同企業体受注の場合、出資比率であん分した額 円
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
受 注 形 態	<input type="checkbox"/> 単 独 <input type="checkbox"/> 共同企業体(出資比率 %)
工 事 概 要	

代表者の同種工事の契約書の写し又は工事履行証明書(発注者、工事名、契約金額等が確認できるもの。ただし、契約書及び工事履行証明書により工事概要が確認できない場合は、特記仕様書又は施工計画書の写しも併せて添付する。)

注 用紙の大きさは日本工業規格A4縦長とする。

年 月 日

殿

板柳町長

印

### 条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書

下記の工事に係る、条件付き一般競争入札参加資格審査申請について、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

この結果について不服がある場合は、所定の様式により下記期限までに不服申立書を企画財政課へ持参により提出してください。

#### 記

1 工事番号

2 工事名

3. 入札参加資格 有・無

4. 資格がないと認めた理由

---

---

5. 不服申立期限 年 月 日( ) 午後 時まで

注)不服申立は、所定の様式による持参提出のみ受付します。

年 月 日

板柳町長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

条件付き一般競争入札参加資格審査結果不服申立書

下記工事の入札参加資格審査結果に、不服を申し立てます。

記

1. 工事番号
2. 工事名
3. 不服のある事項及びその根拠

注)不服申立は、本様式による持参提出のみ受付します。

年 月 日

板柳町長 殿

共同企業体の名称	特定建設工事共同企業体
構成員住所	
(代表者) 商号又は名称	
代表者氏名	印
構成員住所	
商号又は名称	
代表者氏名	印

条件付き一般競争入札参加資格審査結果不服申立書

下記工事の入札参加資格審査結果に、不服を申し立てます。

記

1. 工事番号
2. 工事名
3. 不服のある事項及びその根拠

注) 不服申立は、本様式による持参提出のみ受付します。

年 月 日

殿

板柳町長

印

条件付き一般競争入札参加資格審査結果不服申立回答書

下記工事に係る条件付き一般競争入札参加資格審査結果不服申立について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 工事番号

2. 工事名

3. 不服申立に対する回答

年 月 日

板柳町長 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者職・氏名

印

設計図書等貸出申請書

年 月 日付けで入札公告のありました条件付き一般競争入札に係る設計図書等を貸出くださるよう申請いたします。

記

1 工 事 番 号

2 工 事 名

3 貸出依頼者

商号又は名称

氏 名

印

電 話 番 号

4 貸 出 期 限

年 月 日

注)貸出期限は閲覧期間内とする。

年 月 日

板柳町長 殿

共同企業体の名称 特定建設工事共同企業体  
構 成 員 住 所  
(代表者) 商号又は名称  
代 表 者 氏 名 印

構 成 員 住 所  
商号又は名称  
代 表 者 氏 名 印

設計図書等貸出申請書

年 月 日付で入札公告のありました条件付き一般競争入札に係る設計図書等を貸出くださるよう申請いたします。

記

1 工 事 番 号

2 工 事 名

3 貸出依頼者  
商号又は名称  
氏 名 印  
電 話 番 号

4 貸 出 期 限 年 月 日

注)貸出期限は閲覧期間内とする。

<h1>質 疑 書</h1>		
年 月 日		
板柳町長 様		
工事番号 工事名		
所在地 商号又は名称 代表者職・氏名		
印		
質 疑 番 号	図 面 番 号	質 疑 事 項

# 質 疑 回 答 書

年 月 日

様

板柳町長

(公印省略)

下記の入札に係る質疑について回答いたします。

工事番号

工事名

質 疑 番 号	図 面 番 号	質 疑 事 項	回 答

担当課:

電話:

# 委任状

年 月 日

板柳町長 殿

共同企業体の名称	特定建設工事共同企業体
構成員 住 所	
(代表者) 商号又は名称	
代表者氏名	印
構成員 住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	印

私は、下記の共同企業体代表者を代理人と定め、当共同企業体が存続する間、板柳町との契約等について、次の権限を委任します。

受任者 住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	印

- 1 見積及び入札に関する件
- 1 工事請負契約締結に関する件
- 1 契約保証金及び保証物の納付、還付請求及び受領の件
- 1 工事請負代金の請求及び受領に関する件
- 1 上記の範囲内において復代理人選任に関する件

# 工 事 費 内 訳 書

年 月 日

板柳町長 殿

住 所  
商号又は名称  
氏 名

印

1. 工事番号
2. 工事名
3. 工事費内訳

(単位:円)

	項 目	数 量	金 額	備 考
直 接 工 事 費 内 訳		一 式		
	共 通 仮 設 費	一 式		
	現 場 管 理 費	一 式		
	一 般 管 理 費	一 式		
	合 計			

注1 入札金額と本書の合計金額と必ず一致すること。

2 直接工事費内訳は、各仕様書に規定する直接工事費の内訳の大項目を記入する。

## 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書添付一覧

【単体企業】

No.	添付書類	チェック欄
1	申請書(様式第2号)	<input type="checkbox"/>
2	配置予定技術者調書(様式第3号)	<input type="checkbox"/>
3	施工実績調書(様式第4号)	<input type="checkbox"/>
4	経営事項審査の総合評定値通知書の写し	<input type="checkbox"/>
5	当該技術者の国家資格証明書又は監理技術者の写し	<input type="checkbox"/>
6	同種工事の契約書の写し又は工事履行証明書	<input type="checkbox"/>
7	法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書の写し(直近年度)	<input type="checkbox"/>
8	その他	<input type="checkbox"/>
9		<input type="checkbox"/>
10		<input type="checkbox"/>
11		<input type="checkbox"/>
12		<input type="checkbox"/>

## 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書添付一覧

【共同企業体】

	添 付 書 類	チェック欄
1	申請書(様式第2号その2)	<input type="checkbox"/>
2	配置予定技術者調書(様式第3号)	<input type="checkbox"/>
3	施工実績調書(様式第4号その2)	<input type="checkbox"/>
4	共同企業体協定書の写し	<input type="checkbox"/>
5	委任状	<input type="checkbox"/>
6	各構成員の経営事項審査の総合評定値通知書の写し	<input type="checkbox"/>
7	各構成員の当該技術者の国家資格証明書又は監理技術者の写し	<input type="checkbox"/>
8	代表者の同種工事の契約書の写し又は工事履行証明書	<input type="checkbox"/>
9	法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書の写し(直近年度)	<input type="checkbox"/>
10	同種工事を共同企業体で施工した場合は、協定書の写し	<input type="checkbox"/>
11		<input type="checkbox"/>
12		<input type="checkbox"/>

## 特定建設工事共同企業体協定書(甲)

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 板柳町発注に係る 工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。)の請負
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散できるものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所  
商号又は名称  
住 所  
商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 %

商号又は名称 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、  
とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果利益金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、

残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが、工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

と  
とは、上記のとおり特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書2通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自1通を所持するものとする。

年 月 日

構 成 員 住 所  
(代表者) 商号又は名称  
代 表 者 名 印

構 成 員 住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名 印

## 特定建設工事共同企業体協定書(乙)

### (目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 板柳町発注に係る 工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。)の請負
- (2) 前号に附帯する事業

### (名称)

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

### (事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 置く。

### (成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散できるものとする。

### (構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所  
商号又は名称  
住 所  
商号又は名称

### (代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

### (代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担工事額)

第8条 各構成員の建設工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

建築工事	商号又は名称
土木工事	商号又は名称

2 前項に規定する分担工事の価額(運営委員会で定める。)については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、  
とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前二項に規定する責任について協議がととのわなないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前三項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産または、解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

商号又は名称 外 社は、上記のとおり 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

商号又は名称

代 表 者 名

印

商号又は名称

代 表 者 名

印

特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

板柳町発注に係る下記工事については、特定建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

記

分担工事額(消費税分及び地方消費税分を含む。)

建築工事	商号又は名称	円
土木工事	商号又は名称	円

商号又は名称 外 社は、上記のとおり分担工事額を定めたのでその証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

特定建設工事共同企業体

商号又は名称

代 表 者 名

印

商号又は名称

代 表 者 名

印